

お知らせ

生活保護法改正案は、6月26日に参議院で廃案になったため、5月16日付けの厚労省通知（後発医薬品の使用促進）の取り扱いについて日医工医薬経営研究所（MPI）にも問い合わせがあります。MPIとしては、厚労省通知の効力が無くなったわけではなく、旧法の下で進められると考えています。（下記MPI日記参照）

「まさかの廃案」(Stu-GE MPI日記2013年6月27日)

26日の参議院本会議で安倍総理の問責が決議され、今国会で可決成立の予定だった「生活保護法改正案」などが廃案になりました。閣議で新生活保護法の施行日を2014年4月1日（一部2013年10月1日）と決め、衆議院で可決され、野党の民主党も可決の方針だった法案が参議院でまさかの廃案です。まさに政治の世界は何が起こるかわかりません。（今回の顛末は27日の日経新聞社説に詳しく書いてあります。）

しかし電気事業法や生活保護法など国民の生活に必要な法律が廃案になったことは、どうにも理解ができません。特に生活保護制度においては、就労支援や不正不適正受給対策などが先送りになり、対応が遅れることになるので心配されます。

生活保護受給者のジェネリックの使用に関しては、5月16日付けで厚労省社会援護局保護課長通知が発出されています。これまでジェネリックの使用に関する通知は2008年4月と2012年4月の2回発出され、それぞれ法改正を伴わずに施策が実施されています。今回は法的根拠を得て施策が進められる予定でしたが、法律が廃案になって法的裏付けは白紙となりました。しかし5月16日付け通知が取り下げられたわけではありませんので、この通知に従って予定通りに施策が進められると考えています。

田村厚生労働大臣が「参議院選挙後の今秋にも生活保護法改正案を再提出する」と発言したと伝えられています。再提出法案の成立で当初の予定よりも遅れることとなりますが、通知により実施された施策に後から法的根拠が付加されることとなります。

いずれにしても生活保護受給者の方にジェネリックを積極的に使用していただく方針は変わらないようです。

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱い —厚生労働省社会・援護局保護課長通知 2013年5月16日—

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

資料作成：菊地祐男（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217



Nikky

本通知の全文は、Stu-GEの「行政通知ライブラリー」に掲載しました。

資料No. 20130523-315



株式会社日医工医業経営研究所

「生活保護法の一部改正」について

2013年5月17日に閣議決定された生活保護法の改正法案は、2014年4月1日施行に向けて協議が進められている。その主な改正内容は4項目となる。

- ①就労による自立の促進
- ②健康・生活面等に着目した支援
- ③不正不適正受給対策の強化等
- ④医療扶助の適正化

この【④医療扶助の適正化】の中で、

『医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、社会保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する』ことについては、施行を半年前倒しし、2013年10月1日の施行となる。

具体的には「医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し、後発医薬品の使用を促すこととする」ことを柱とする取り組みを法律で規定することになる。これまでは2012年4月13日付けの保護課長通知「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取り扱い通知」が適用されていたが、新たな法施行を見越して2013年5月16日付けで新たに保護課長通知が発出され、旧通知を廃止するとともに運用面で先行することになった。

新たな 「保護課長通知」

社援保発0516第1号
平成25年5月16日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて

事 務 連 絡
平成25年5月16日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

同日で発出された 「事務連絡（留意事項）」

生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（留意事項）

「社会・援護局保護課長通知」と「事務連絡（留意事項）」 のポイント（抜粋）

＜後発医薬品に関する取組＞

- ①生活保護制度においては後発医薬品を原則として使用する。
（医師が後発医薬品への変更を認めていない場合を除く）
- ②生活保護受給者が先発医薬品の使用を希望する場合は、先発医薬品を一旦調剤し、希望しない事情を確認、記録し、定期的に福祉事務所に送付する。（参考：別添3の様式）
- ③記録の送付は、個人情報に留意し、郵送の他、FAXや電子メールも検討。
- ④調剤薬局（指定薬局）は、薬剤師の専門的知見や在庫の都合等により先発医薬品を調剤することができるが、先発医薬品を調剤した事情を記録し、福祉事務所の求めに応じて情報提供できる体制とする。（参考：別添3の様式）
- ⑤福祉事務所は、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性が無いと判断した場合には、当該生活保護受給者を服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

後発医薬品の使用促進は、国全体で実施している取り組みであり、生活保護受給者の医療扶助の有無に関わらず広く周知する。周知においてはリーフレット（別添1の様式）の送付だけではなく、家庭訪問での説明なども行う。

(別添1 リーフレット案・表)

こうはついやくひん
後発医薬品について

くすり
Q. どんなお薬なの？

こうはついやくひん
後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、
せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうぶく くすり
先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ
Q. 効き目や安全性は大丈夫？

せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうどう
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等である
げんせい しんさ あんしん つか
ことを厳正に審査したものですので、安心して使うこと
ができます。

つか
Q. みんな使っているの？

せんぱついやくひん ていかく いりよう しつ お
先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とす
ことなく、医療費の削減につながります。

おうべい はびろ つか にほん ぎょうせい
欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や
いりようほけん くにぜんたい ふきゅうそくしん とく
医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

せいかつほご つか
Q. 生活保護では使われているの？

くにぜんたい こうはついやくひん ふきゅうそくしん とく なか
国全体で後発医薬品の普及促進に取り組む中で、
せいかつほご ふきゅう おく
生活保護での普及は遅れています。

いし せんもんてき はんたん もと こうはつ
このため、医師が専門的な判断に基づいて、後発
いやくひん しよう みと ばあい げんそく こうはつ
医薬品の使用を認めている場合は、原則として後発
いやくひん しよう
医薬品を使用していただくことにより、生活保護での
ふきゅう そくしん
普及を促進していくことにしています。

こうはついやくひん
後発医薬品について、
わからないことや不安なことが
あるときは、福祉事務所や
いし やくざいし そうだん
医師または薬剤師に相談
しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

* 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問
にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Finds くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会
TEL 03-3438-1073

(別添1 様式例)

こうはついやくひん
後発医薬品の使用をお願いします

生活保護を受給している皆さまへ

〇〇市

厚生労働省

(別添1 リーフレット案・裏)

- 生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して頂くことを
お願いしています。

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用していただくことにしています。

福祉事務所等からの依頼により、薬局は、後発医薬品の使用に同意していただけない場合に、その理由等を伺い、後日、福祉事務所に連絡することがあります。

福祉事務所は、後発医薬品を使用させていただくように、詳しくお話しをさせていただきますことがあります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質や効き目、安全性は、これまでのお薬と同等です

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます

このため、生活保護では、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していただくことにしています

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に後発医薬品を使用してください

後発医薬品の使用に同意していただけない場合は、後発医薬品以外の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由等を確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場合があります

後発医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、福祉事務所や医師または薬剤師にご相談ください

福祉事務所は、後発医薬品を使用していない方へ、個別に理解を求めて、その使用を促していく場合があります

後発医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同等ですので、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、積極的に使用してください

生活保護を受給している皆さまにおかれましても、後発医薬品の普及促進にご理解・ご協力をお願いします

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

(別添2 様式例)

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて
ご協力をお願い

- 国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、生活保護における使用割合が全体に比べて低いこと等に鑑み、平成25年度より、生活保護においては、医師が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合には、後発医薬品を原則として使用して頂くことにしました。

【生活保護を受けている方へのご対応】

- 生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いいたします。
- ※ ご説明する際には、別添のリーフレット(生活保護受給者に配布済)を活用ください。
- また、本人が先発医薬品を希望する場合は、取組内容について理解を促して頂いた上で、それでも引き続き先発医薬品を希望する際には、その希望する理由を確認してから、先発医薬品を調剤されるようお願いいたします。

【先発医薬品を調剤した事情等の記録・福祉事務所への情報提供】

- 先発医薬品を希望する理由については、これを別紙様式に記録して頂くようお願いいたします。
- ※ 別紙様式は電子媒体(エクセル様式)も用意しています。ご希望の薬局は、お手数ですが下記照会先へ、ご連絡ください。
- 薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合(※)により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を別紙様式等に記録して頂くようお願いいたします。
- ※ 可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努められますようお願いいたします。
- 記録した先発医薬品を調剤した事情等については、定期的に、福祉事務所へ情報提供して頂くようお願いいたします。
- ※ 福祉事務所は、頂いた情報を基に、本人に対して必要に応じて後発医薬品の使用を促していきます。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
 - ② 生活保護では、普及割合が低いこと等により、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用して頂くことにしています。
 - ※ 処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。
 - ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。
- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断しているにもかかわらず、本人が先発医薬品を希望し調剤を受けた場合には、薬局は、後日、その先発医薬品を希望した理由等を福祉事務所へ連絡することになっています。

【照会先】〇〇市△△部局課◇◇係 (〇〇-〇〇〇〇)

(別添2)
指定薬局への
協力依頼

(別添3 調剤状況の記録用紙)

(別添3 様式例)

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況

平成 年 月調剤分

No	調剤を行った月日	受給者氏名	生年月日	公費負担者番号	受給者番号	処方箋が後発医薬品への変更を不可としない(一般名処方を含む)場合に、先発医薬品を調剤した事情等 ※1~9に該当する受給者の情報は、定期的に福祉事務所へ情報提供してください。 ※1~3の情報は福祉事務所から求めがあった際に情報提供することで差し支えありません。																	
						1 薬局に後発医薬品の在庫がなかったため	2 薬剤師が専門的な知見に基づき適当であると判断したため	3 患者が過去に当該後発医薬品を使用し、不都合が生じたことがあったため	4 患者が後発医薬品の使用に不安を訴えたため	5 患者が単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため	6 患者が単に後発医薬品が安価であること を理由に同意しなかったため	7 特に理由はない(理由を言わない)	8 その他の理由	9 4、8の場合に、調剤した先発医薬品名									
1				12																			
2				12																			
3				12																			
4				12																			
5				12																			
6				12																			
7				12																			
8				12																			
9				12																			
10				12																			

薬局名(住所)

連絡先